

原胤昭の生涯とその事業*

— 中央慈善協会における活動を中心として —

片岡優子**

はじめに

原胤昭（1853-1942）は我が国における監獄改良・出獄人保護事業（現在の更生保護事業）の先駆者である。原は1853（嘉永6）年江戸町奉行所与力の家に生まれ、明治維新後東京府職員となるが、69（明治2）年に辞職する。74年に東京第一長老教会で受洗し、日本初のキリスト教書出版社十字屋を開業した。84年7月から兵庫仮留監、88年4月より釧路集治監及び92年12月から樺戸集治監において、我が国初のキリスト教常勤教誨師として活躍し、その後97年に東京出獄人保護所原寄宿舎を開設した。1900年より中央慈善協会の前身である貧民研究会に加入する。08年には中央慈善協会常務幹事に就任し、同協会の機関雑誌『慈善』（現在の『月刊福祉』の前身）の編集及び発行にも携わった。09年には児童虐待防止活動に着手し、14年に労働者層のための小住宅経営をするなど、生涯にわたって幅広い活動を行った。

筆者は「原胤昭の生涯とその事業」をテーマとして研究しており、これまでに原のプロテスタント・キリスト教草創期信徒としての活動や、我が国で最初のキリスト教常勤教誨師としての兵庫仮留監、釧路集治監及び樺戸集治監における教誨と監獄改良事業、並びに明治期の出獄人保護事業について明らかにした。それらを受けて、本稿はまず中央慈善協会の前身とみなされる貧民研究会の発足から同協会の発会までを概観¹⁾し、次いで

『慈善』が発行されていた時期の中央慈善協会の活動内容を明らかにするとともに、同協会における原の活動を見ていくことを目的とする。そのため、本稿の研究対象時期は貧民研究会の発足した1900年から、原が同協会の常務幹事を辞し『慈善』編集の任を終える17年4月までとする。

これまでの中央慈善協会に関する先行研究において、中央慈善協会は「公私関係でなく官民関係のなかで展開する慈善事業や救済制度を感化救済論でとりまとめ指導していくために結成され」（池田 1990：153）、「官僚色が濃厚で、ロンドン慈善組織協会（COS）に比し、内容もさして近代性がない」（吉田 1995：81）と評価されている。また、中央慈善協会の「活動内容を詳細に分析し、日本における組織化の実態と役割を明らかにした研究」は未見である（菊地 1996：2）。しかしながら、室田・田中（1979）は、協会成立の経緯とともに、『慈善』に1909年から13年までに掲載された諸論文に注目し、その結果「社会問題発生の原因に対する正当な認識と、社会問題を合理的・科学的に解決する救済の『学問』化、制度への希求が、『世界の大勢に従う』という型で、萌芽的にしる表現されている」（室田・田中 1979：34）と論じている。すなわち、これまでに中央慈善協会が設立された経緯やその意味並びに『慈善』に掲載された諸論文について論及されてきたが、協会が「我国に於ける社会事業統制機関」（窪田 1929）としての役割をもち、窪田静太郎ら内務官吏主導の運営であったことから、協会の活

*キーワード：貧民研究会、中央慈善協会、『慈善』

**関西学院大学大学院社会学研究科博士課程後期課程

1) 本稿においては、紙幅の関係上、中央慈善協会の前身となった貧民研究会（後の庚子会、慈善研究会）の活動やこれらの会における原の活動及び中央慈善協会の設立の経緯について簡略に言及している。これらの会及び中央慈善協会の設立に関することは、中央社会事業協会（1935）、卜部（1904）、室田・田中（1979）、池田（1985）、池田（1990）等をご参照願う。

動内容そのものには注目されてこなかった。しかしながら、中央慈善協会の幹事らは内務省が1911年に行った細民調査に参加し、貧困層の住宅問題等の改善に着手するなど、中央慈善協会として貧困層への支援を開始し、それらの取組に関する記事は『慈善』に数多く掲載されている。

加えて、これまでの原胤昭に関する先行研究において、原の中央慈善協会における活動内容や、その活動が原の事業にどのような影響を与えたのかということについて詳細に論じられることはなかった。しかしながら、原が浮浪者・児の保護(1911年以降)、小住宅の経営(1914年以降)及び日用品廉売所の経営(1919年以降)等の事業を開始することになったのは、中央慈善協会における活動がその背景にあり、それらの活動の過程で交流のあった人々からの影響を少なからず受けていたと考えられる。ゆえに原の同協会における活動を明らかにすることは原の生涯とその事業を解明する上で必須であるといえる。

それゆえ、本稿の課題は、第一に当事者である窪田静太郎や相田良雄らの視点から中央慈善協会を捉えることによってその活動内容を明らかにしていくことであり、第二に原の協会幹事としての活動を『慈善』の記事や窪田らが原について論じた史料から見ていくことである。これらの課題を究明していくために、『慈善』をはじめとする中央慈善協会発行の文献、窪田や相田らの著作、その他の関連する文献や新聞雑誌記事等、現在渉猟の及ぶ限りの史資料を活用することとする。

なお、『慈善』の記事には現在の価値観で判断すると不適切な表現が少なくないが、引用にあたっては原文どおりの表記としている。

1. 貧民研究会の発足から中央慈善協会発会まで

ここでは中央慈善協会の前身とみなされる貧民研究会(1903年5月より庚子会、04年2月より慈善研究会と変更)の発足から、中央慈善協会の発会までを概観する。貧民研究会とは、「社会政策乃至社会事業」の「我邦に於ても必要なることを唱道し、其の発達を図らん」(窪田 1932:111)とした内務省参事官の窪田静太郎が、参事官としての先輩で貧民救済制度の確立の必要性を認めていた久米金弥や、府県課の相田良雄、警保局の有松英義、監獄課の小河滋次郎、警視庁の松井茂らと「互ひに誘ひ合つて一つの会を設け下層階級の事情」(窪田 1929:15)、とりわけ「貧民の救済、貧困の防止、不良民の矯正等の事柄に就て研究」(窪田 1929:1)した組織である。

さらに窪田(1929:15)は「桑田熊蔵氏、原胤昭氏、留岡幸助氏(当時警察監獄学校教授)が加はられたのは貧民研究会の発会当初か或は然らざるも其の後間もなくであった」と述べ、原が同会設立間もない頃からのメンバーであることを示唆している。会の具体的な活動としては、「会の目的に関係ある学術上の講話」や「実際に局に当る人を聘して実話」を聞き、会員が「貧民部落、銘酒屋に实地踏査」を試みることであった(窪田 1929:15)。またその当時の状況について、「社会事業と目すべき事業としては僅かに宗教家の設けて居た孤児院の類を主として、他は施業施療事業、出獄人保護事業等が多少あったばかりで、政府即ち内務省方面に於ては斯種の事業の必要を認めず、又之れが取り締まりをなすでもなく、先づ眼中に置かなかつた」(窪田 1929:1)と述べているように、会の実質的な推進者²⁾であった窪田

2) 貧民研究会のメンバーや中央慈善協会の幹事のうち、内務省の有力者としては久米金弥や井上友一がいるが、筆者は窪田静太郎が実質的な推進者であり、中心人物であったと判断した。その理由は次のとおりである。窪田は内務省入省が7年早い久米を優秀な先輩として尊敬していた。しかし、相田(1932:119)は久米に中央慈善協会の幹事長として「今少し踏込んで大にやって頂けませぬかと申し上げた」が、「自分は唯お伝役をすればよいと心細いことを仰せられた」と述べ、井上のことを「井上書記官は慈善事業といふ言葉を嫌ひで、救済事業といって居られ、社会事業よりも社会教化及地方自治の方に重きを置かれたやうで、中央報徳会の方は夢寐にも忘れられなかったが、中央慈善協会の方はそれ程でなかった」と述べているからである。相田良雄(1869-1955)は97年窪田の招きで内務省臨時検疫局書記となり、1900年9月に内務省地方局の府県課に異動し、貧民研究会メンバーとなった。相田は「熱心な井上宗であり社会事業界の至宝」(『社会事業』第18巻第5号77頁)と呼ばれ、井上の信奉者であった。ゆえに、相田は久米と井上に関して最も率直な意見を述べていると思われる。

は、政府や内務省官僚に対し、慈善事業の重要性並びに事業者の監督の必要性を認識させようとしていた。

その後1902年に大阪汎愛扶植会理事の加島敏郎が上京した際に、貧民研究会員は加島に慈善事業の連絡や研究のための機関を設置したいという希望を伝え、03年に大阪市で開催される第四回国内勧業博覧会の折に、全国の慈善事業家や有志者を集めて会合を催すことにした。帰阪した加島は大阪慈善同盟会の会員に諮って、「大阪慈善新報社内に全国慈善事業同盟大会仮事務所」を設け、「準備委員を定めて」大会の準備に着手した（窪田 1929：15-16）。かくして03年5月11～13日に大阪中之島公会堂で全国慈善同盟大会が開催され、約二百名が出席し、原も講師の一人として参加した。窪田ら内務官吏は同大会には出席しなかったが、その理由は「民間団体の事に中央主務の官吏が関与するのを避け」、「表面に立つことを敢てしなかった」ためであった（相田 1935：73）。

大会は規定会則を決議して日本慈善同盟会を創立することを提案し採決することになるが、その際原は山本徳尚とともに創立の決議の延期を申し出た。原は慈善事業団体の組織化そのものには賛成であったが、内務省の力を借りて事業の監督を行う必要があるため、創立に関しては次回大会までの宿題としたい旨を主張した（卜部 1904：86）。しかし採決により1票差で日本慈善同盟会を設立することになり、創立委員として谷頭辰兄、小橋実之助、加島敏郎が選任された。彼ら3名は上京して設立に関する事項を庚子会員に委託した。

その後1903年6月8日の創立委員会において、会の名称を中央慈善協会と改め、新たに創立委員として久米、窪田、留岡、原、土田弘敏、相田が推薦され、他の創立委員の選任については委員に一任された。創立委員は会合を催し設立準備を進め、03年中には会の結成を発表する段階に至ったが、04年2月10日に日露戦争が始まったため、同月12日の第5回委員会において、中央慈善協会の発会を当分延期し、正式に発会するまでは慈善研究会として設立に関する事務を取り扱い「戦時慈善に関する事項を研究すること」（中央社会事業協会 1935：15）にした。

またこの設立準備期間中に会則の条文の変更を行った。ここでは会の目的と目的遂行の方法について見ていく。日本慈善同盟会会則第三條は「本会は慈善事業の健全なる発達を以て目的とす」、第四條は「本会は目的遂行の方法として左の事項を調査するものとす 一 内外に於ける慈善事業経営方法及其の得失 二 内外に於ける慈善事業経営の方法其の得失 三 慈善団体と慈善家との間に連絡を永続せしめ、双方に利便を増進せしむる方法 四 各支会よりの報告」であったが、中央慈善協会会則第三條は「本会ハ自ラ慈恵救済事業ヲ行ハズ第四條ノ方法ニ依リ其ノ健全ナル発達ヲ図ルヲ以テ目的トス」、第四條は「本会ハ目的遂行ノ方法トシテ事項ヲ行フ者モノトス 一 内外国ニ於ケル慈恵救済事業ノ方法状況及其ノ得失ヲ調査スルコト 二 慈恵救済事業ノ統一整善ヲ期シ団体相互ノ連絡ヲ図ルコト 三 慈善団体ト慈善家トノ連絡ヲ図ルコト 四 慈恵救済事業ヲ指導奨励シ之ニ関スル行政ヲ翼賛スルコト 五 其他本会ノ目的ヲ達スル為メ評議員会ニ於テ必要ト認メタル事項」となった（中央社会事業協会 1935：10-22）。このように日本慈善同盟会と中央慈善協会の双方の会則を比較すると、「慈善事業」が「慈恵救済事業」に変わり、事業の「統一整善」を期することや事業に関する「行政を翼賛すること」及び「評議員会が必要と認め」ることを遂行することが追加され、中央慈善協会は慈恵救済事業を統制し、行政の翼賛を目的とする組織となった。

その後1907年4月となって、創立委員は会の創立に関して清浦奎吾と渋沢栄一に諮り、協議会を開催するとともに発起人を募り、発会の準備を進めていった。同年11月9日に第一回の発起人会を開催し、創立に関する協議を行い、08年9月及び10月に東京で開催される感化救済事業講習会に慈善事業家が多数上京する機会に合わせて発会式を挙行することとした。この発会の「発表に当り、実際は内務省官吏及職員がその中核であったが、表面に立つことを憚り、原胤昭翁と安達憲忠氏を以て中心として発表の歩武を進めた」と相田（1942：77）が述べているように、協会の内実は内務官吏が主体となって「事業ノ統一整善ヲ期シ」「事業ヲ奨励シ之ニ関スル行政ヲ翼賛スル」

ことを目的としたが、表面上は民間の原や安達が代表となって「慈善団体ト慈善家トノ連絡ヲ図ル」ために慈善事業者を組織化したのであった。こうして中央慈善協会は08年10月7日に国学院講堂で発会式を行った。発会式に先立って発起人会は会則を議定し、役員を選任を行い、会長に洪沢栄一、顧問に清浦奎吾、評議員には一木喜徳郎その他37名が就任した。また発会式当日の発起人会の決議によって、幹事³⁾に久米、井上、原、留岡、中川望、窪田、桑田、安達、清野清太郎が嘱託された。さらに幹事らの話し合いで幹事長に久米、常務幹事に原が推された。

2. 中央慈善協会の常任幹事としての活動

原は中央慈善協会の会務会計等、諸般の事務処理だけでなく、協会の機関雑誌『慈善』の編集⁴⁾発行に携わり、論考を寄せた(窪田 1942: 28)。『慈善』は1909年7月に第一編第一号が発行され、第一編第二号は同年10月というように年に4回、季刊として発行された。『慈善』第二編第三号103頁によると、『慈善』発行の目的は「内外国に於ける慈恵救済事業の現状及其得失等を調査し、其事項を公にするため」であり、さらに記事の「材料蒐集の爲めには生江孝之氏重に其労を取らる」と記されているように、生江も編集に携わっていた。同誌にしばしば「一記者」という署名の記事が掲載されているが、記事の内容から判断すると原もしくは生江が書いたものと思われる。加えて『慈善』の「時報」欄と「会報」欄の執筆者は原であったと推察される。さらに窪田(1942: 28-29)は常務幹事の原について次のように述べている。

勿論終始一貫無報酬であった。而して協会の

事務所は原君の住所たる元柳原町の家を使った。そのみならず、(中略)協会創立後は勿論その準備期間中にも何等会に財産もなく、会費として集まる金もなかったことで、その経費の支弁を原君に工夫して貰ったのであるが、屢々原君が洪沢男爵に御依頼して立替へて戴いたのである。

ここで窪田が述べているように、原の自宅は協会の本部事務所であり、原は本業である出獄人保護事業の傍ら、協会の庶務及び会計を担当し、協会主催の研究会や懇談会等を企画運営するだけでなく、僅かな会費以外に財源を持たない協会のために運営資金の調達を行っていたのである。それは『慈善』第一編第一号の奥付の「編輯用」欄に「通信電話は原胤昭宅へ」として住所と電話番号が記され、「庶務用も御便宜により当分は原方へ御通信あるも差支へ無し」としていることから明らかである。また協会事務所が内務省内に設置されなかったのは「官省建物の内に私設団体を置くことを許されなかった」(相田 1935: 75)からであり、内務官吏らは中央慈善協会を民間の私設団体としてみなしていたのである。

3. 中央慈善協会の活動内容

『慈善』が発行された時期の中央慈善協会の活動を明らかにするために、その活動内容を『慈善』各号の「会報」欄から抜き出し、以下一覧表(表1)にまとめた。表1の項目は次のとおりである。開催年は西暦(例1908年は08年)で表記し、会の主な内容は講演者名とその題目を、掲載欄には『慈善』の編数、カッコ内に号数、及び掲載頁を記載している。

-
- 3) 1913年10月に小橋一太、赤池濃、生江孝之が協会幹事となり、さらに翌14年に潮恵之輔が加わるとともに、小橋に代わって渡邊勝三郎が就任したため、幹事は計13名となった(全国社会福祉協議会九十年通史編集委員会編 2003: 25)。
- 4) 筆者は、原が『慈善』の正式な編輯兼発行者で「時報」欄及び「会報」欄を含む誌面全体の構成を担当し、生江は情報収集を行い興味深い誌面づくりに貢献したと考えている。原も生江も他に本業があったにもかかわらず、『慈善』を発行することができたのは、情報収集や文章作成を行う能力に秀でた両者の共同作業であったからである。また、原が正式な編者であったという根拠は、1911年7月30日に発行された『慈善』第三巻第一号の78頁に「編者白す 此の頁まで編輯を了せし所、用務の爲め地方出張の止むを得ざる事情あり、爲めに時報以下編輯不如意の個所不尠、偏に読者の寛容を祈る」と記されていることである。原は同月23日から「常務幹事による地方団体会員訪問」で甲信地方に出張しなければならず、編集作業を急いで行わねばならなかったため、不都合な個所があるのではないかと断っているのである。

表1 中央慈善協会の活動内容一覧

開催年月日	会の名称	開催場所	会の主な内容	掲載欄
08年11月28日	講演会	帝国教育会	村上専精、富士川湊、江原素六の講演	1(1)、120
09年7月30日	懇親会	九段偕行社	内務省主催地方改良事業講習会及び報徳会との共同開催	1(2)、99
09年10月6日	役員会	学士会事務所	総会、懇談会開催を議決。田中太郎の帰朝歓迎会も実施	1(2)、99
09年11月1日	第二回総会	小石川植物園	会務、『慈善』発刊及び会計報告	1(3)、87
10年1月19日	懇話会	東京盲聾学校	「慈善救済事業経営者の懇親と知識の交換」 田中太郎、中川望、安達憲忠、留岡幸助、床次竹二郎の講演、盲聾学校生徒の楽器演奏	1(3)、91-92
10年4月6日	泰西視察報告会	銀行集会所	田中太郎の泰西視察報告会、渋沢栄一が「日本将来の救済事業」に対する意見を述べ、岡部長職が「我邦慈善救済事業将来の経営」に関する調査を協会に委託することを動議	1(4)、102-103
10年5月9日	評議員会	学士会事務所	救済事業調査会の調査委員を決定	1(4)、103
10年11月30日	第三回総会	偕行社	会務会計報告。清浦奎吾、久米金弥の演説	2(3)、103-104
11年2月12日	懇談会	学士会事務所	小河滋次郎の講演、各氏の実験談	2(4)、104
11年2月18日	幹事会	銀行集会所		2(4)、104
11年3月3日	歓迎会	学士会事務所	幹事中川望帰朝歓迎会	2(4)、104
11年4月27日	幹事会	銀行集会所		2(4)、104
11年6月27日	救済事業調査会	銀行倶楽部	第九回委員会、渋沢、久米、井上、窪田、桑田、田中、留岡、生江、原出席	3(1)、98
11年7月1日	幹事会	銀行倶楽部	免囚保護問題。司法省から河村次官、平沼刑事局長、谷田獄務課長出席	3(1)、98
11年11月2日	第四回総会	大日本私立衛生会館	会務（救済事業調査、原幹事の団体会員歴訪）会計報告。評議員手島精一演説	3(2)、96-98
12年2月12日	懇談会	帝国教育会	内ヶ崎作三郎「英国救済事業視察談」、会員数氏の実験談	3(3)、104
12年11月24日	第五回総会	渋沢栄一宅	会務会計報告、渋沢の演説、久留島武彦「児童に対する話方」	4(3)、106-107
12年12月9日	役員会	銀行倶楽部	会務会計協議、幼児保育事業、貧民住宅改良事業、小資融通事業等に関する意見交換	4(3)、107
13年3月12日	歓迎会	日本橋倶楽部	市俄古大学教授ヘルダソン博士の歓迎会、同氏の講話、渋沢会長の謝辞	4(4)、105
13年6月5日	協議会	東京市養育院	細民住宅問題、安達、生江、三町玉姫小学校長による報告	5(1)、103
13年6月23日	幹事会	私立衛生会	細民住宅問題について討議	5(1)、103
13年6月29日	公設長屋訪問	本所横川町、浅草玉姫町	23日の幹事会を受けて、役員による本所横川町、浅草玉姫町の公設長屋訪問	5(1)、103
13年9月29日	役員会	衛生会館	総会、評議員会開催について協議	5(2)、104
13年10月25日	評議員会	中央亭	総会の京都開催を決議、役員、幹事改選	5(3)、94
13年11月1日	第六回総会	中央衛生会	新渡戸稲造、窪田静太郎の講演	5(3)、94
14年1月20日	懇談会	中央衛生会	高田慎吾「米国に於ける幼児保育事業」、沼波政憲、鶴高隆憲、矢吹幸次郎、光田健輔、篠崎篤三の実験談	5(3)、95
14年3月15日	巡回懇談会	福田会	二木謙三「育兒院の児童の衛生と病状」、光田健輔「東京養育院の児童の衛生状態」	5(4)、105-106

14年5月10日	懇談会	家庭学校	留岡幸助「実験上より得たる感化教育の方法」	6(1)、101
14年6月10日	懇談会	基督青年会館	生江孝之「救済事業の維持方法」、荘田平五郎の講演	6(1)、101
14年7月10日	懇談会	済生会本部	「発疹チフスの発生」救世軍青木大尉、村瀬労働共済会理事、安達憲忠の経験談	6(1)、101
14年9月10日	懇談会	三井慈善病院	「特殊小学校の教育方法」万年町小学校校長坂本龍之輔、玉姫小学校長三町豊作、芝浦小学校長森利平、鮫ヶ橋小学校長庄田録四郎の講演	6(2)、99
14年10月10日	懇談会	東京市養育院	神戸孤児院理事矢野毅、郡山子守教場主任松山政治、愛知育児院荒谷性顕、京都済世病院主事清瀧智龍による実験談	6(2)、99-100
14年10月15日	第七回総会	中央衛生会館	会計、幹事評議員等の異動、事業報告、洪沢の講演	6(2)、100
14年11月10日	懇談会	東京盲学校	渡英し盲人教育を調査した中村京太郎の「盲人教育と其の生活」	6(3)、97
14年12月10日	懇談会	月島労働宿舍	浮浪者収容所開始促進に関する協議会、「浮浪者の取扱」	6(3)、97
14年12月22日	癩病予防談話会	帝国ホテル	光田健輔「癩病予防に就て」	6(3)、97-98
15年2月10日	懇談会	神田青年会	「停車場に於ける案内事業」浄土宗労働共済会雄谷俊良、救世軍山田弥十郎、女子青年会河井道子による経験談、相田良雄「救済事業取締法及び奨励助成金の経過に就て」、高田慎吾「殖民地に於ける救済事業の施設に就て」	6(4)、107
15年3月10日	懇談会	東京感化院	安達憲忠「病人宿に就て」、沼波政憲と青木賢二郎「労働寄宿舎」	6(4)、107-108
15年4月6日	癩病予防懇話会	富士見軒	全国五区癩療養所長会議に出席した所長を招待	6(4)、108
15年4月10日	懇談会	東京養老院	生江孝之「内外に於ける養老事業の趨勢」、前橋育児院長藤井萬喜太、東京養老院長松涛神達の講話	6(4)、108
15年5月11日	懇談会	巢鴨瀧の川学園	「白痴教育」石井亮一、洪沢栄一、久米金弥、高田慎吾、庄田録四郎の講話	7(1)、104
15年6月11日	懇談会	神田基督教青年会	小野田鉄弥「岡山孤児院の現況」、鈴木文治の送別会	7(1)、105
15年7月11日	懇談会	東京市養育院巢鴨分院	「児童保護」三田谷啓の講話	7(2)、105
15年8月28日	臨時幹事会	内務省地方局	総会を京都で行う際の実行方法を協議、次回総会時に第三回全国慈善事業大会を開催することを企図	7(2)、106
15年9月2日	臨時幹事会	内務省地方局	京都支会設置の件を協議し、京都の慈善団体と折衝	7(2)、106
15年10月11日	懇談会	東京市養育院	「浮浪人と低能者」、安達憲忠、救世軍労働寄宿舎青木賢次郎、三田谷啓、霊岸島小学校校長阪間掃慧重郎の講話	7(2)、105
15年11月15日	第三回全国慈善事業大会 ⁵⁾	京都市議事堂	京都支会を設置、同支会の費用負担により主催した。講演は米田庄太郎「浮浪人の科学的研究」、小河滋次郎「公私救済事業の関係」	7(3)、61-89
15年11月16日	第八回総会	京都市議事堂	全国慈善事業名鑑の編纂を可決、清浦演説	7(3)、94-95
15年12月16日	懇談会	美土代町青年会	「恩赦出獄人保護に就て」武田慧宏	7(3)、96

5) この大会は「第三回」となっているが、第一回は1903年5月に大阪で行われた全国慈善大会、第二回は10年5月に名古屋市で行われた感化救済事業大会を指している。

16年1月16日	懇談会	神田青年会館	友愛会鈴木文治の帰朝歓迎会、鈴木氏の講演	7(3)、97
16年2月11日	懇談会	原胤昭宅	警視庁警部坂口鎮雄「不良少年に就て」、曹洞宗谷川孝善「免囚保護に就て」	7(4)、88-89
16年3月11日	懇談会	救世軍病院	救世軍院長松田三弥「救療機関と他救済機関との連絡に就て」	7(4)、89
16年4月11日	懇談会	三井慈善病院	生江孝之「仏国系統に於ける救済事業」、高田慎吾「米國に於ける慈善大学の概要」	7(4)、89
16年5月3日	役員会	中央亭	重要事項の協議	8(1)、104
16年5月11日	懇談会	美土代町青年会	相田良雄「九州に於ける救済事業」、留岡幸助「北海道に於ける特殊の救済事業」	8(1)、104
16年6月11日	懇談会	中央亭	穂積重遠東京帝国大学助教授「英國に於ける慈善事業の觀察談」、評議員高木兼寛「学齡児童健康低下」	8(1)、104-105
16年9月2日	役員会	中央亭	重要事項の協議	8(2)、89
16年9月11日	懇談会	東京市養育院巢鴨分院	三田谷啓「我邦に於ける被虐待児童の現状及び独逸に於ける救護策に就て」	8(2)、89
16年10月11日	懇談会	基督教女子青年会館	基督教女子青年会総幹事河井道子「海外移住婦女子の現況に就て」、市職業紹介所緒方龍二、救世軍会谷千枝子、労働共済会中西雄洞による「旅行者案内事業及び浮浪児童」	8(2)、90
16年11月11日	懇談会	二葉保育園	高田慎吾「幼児保育及び私生児取扱」	8(3)、90
17年2月11日	懇談会	中央亭	警視庁宮本貞三郎「工場法と救済事業との関係に就て」、G・H・ペター「救済事業と宗教との関係」、沼波政憲「東西両都に於ける風俗及び救済事業の異同」	8(4)、102-103
17年3月11日	懇談会	神田青年会館	東京市養育院巢鴨分院副幹事小沢一、高田慎吾の講話	8(4)、103-104
17年4月11日	懇談会	済生会事務所	宗教大学教授矢吹慶輝「社会事業の統制機関に就て」	8(4)、104

以上のように、協会は、講演会、懇親会、懇話会あるいは懇談会を計35回、役員会、幹事会、評議員会を計12回、総会を第8回まで、歓迎会、報告会、協議会、役員による訪問を計5回実施している。会合としては懇談会の実施が多く、14年以降はほぼ毎月のように実施され、例会とも称されていた。その懇談会には毎回課題とする「主題」があり、その主題に造詣の深い専門家による講演や、会員による意見交換が行われた。それらの講演の内容が『慈善』の「説苑」欄に、その他に寄稿された論文等が「雑録」欄に掲載された。

上記会合のテーマは後述する『救済事業調査要項』(原 1911b)に関連する内容で、当時協会が課題としていた事項であった。しかしながら、上記の催しはほとんど東京で開催されたため、地方在住の会員が参加しづらい状況にあったと思われる。それに関しては、地方会員が感化事業講習会に出席する機会に総会がもたれ、渋沢邸に招待し

て会員相互の親睦を図るなどの工夫がなされていた。加えて『慈善』第六編第三号の奥付に「会員ハ本会開催ノ講演会ニ出席セラレタシ」とのメッセージが記されるなど、広く会員の参加を促していた。

では、これらの会合において原はどのような役割を果たしていたのだろうか。それに関し窪田(1942:28)が「創立以来殆んど毎日研究会と称すべき会合や、懇談会を屢々開いたがそれらの仕事は原君が独りで担当して居られた」と述べているように、原は上記会合の他研究会を毎日のように企画運営した。総会においては会務会計報告を行い、すべての会合に出席し、その報告を『慈善』の会報欄で行っていたのである。

また表1の内容を具体的に見ていくと1913年12月22日に「癩病予防談話会」が開催されている。ハンセン病に関しては協会設立以前に遡って言及しなければならない。74年以来東京市養育院の運

営に長く関わっていた渋沢栄一は、03年頃から同院に入院するハンセン病患者が多くなったため、内務省として抜本的な対策を講じるように衛生局長であった窪田静太郎に求めた。その後05年に熊本回春病院が経営危機に陥ったため、ハンナ・リデルが上京して資金援助を求めた際に、渋沢は大隈重信とともに支援を行い、義捐金を募集し、後援集会を開催した。さらに渋沢は庚子会（慈善研究会）の会員らとともにハンセン病患者の療養所を全国に設立するための運動を展開し、その結果「癩予防ニ関スル件」が07年3月に制定されることとなった。同法の制定は、当時の国民の多くが神社仏閣の門前で物乞いをするハンセン病患者に「関知することなく、対岸の火災視」していた状況の中で、「患者の救済、他方では伝染の予防の必要と又外国に対する本邦の体面等」ゆえに「療養の途がなく街頭に彷徨するやうな貧困者に対する処置」を開始し、救護者のいない患者を入院させ治療するという意味を持つものであったが（窪田 1929：51）、それは同時に強制的な隔離政策の開始でもあった。

さらにハンセン病に関しては『慈善』第六編第三号に掲載された「癩病予防に就て」という光田健輔の論考が「大に大方の注意を惹き、冊子の頒布を需めらるゝもの甚だ多く、今回更に之を単行本として刊行するに至」（原 1915：222）ったため、原胤昭編『癩病予防に就て』（1915）として発行した。原が編緝兼発行人となっているが、その内容は光田の講演内容と渋沢栄一の挨拶をまとめたものであり、原は協会としての緒言を書いている。次いで1914年4月6日の「癩病予防懇談会」は、その前日及び同日に内務省で開催された「全国五区癩療養所長会議」に出席した所長らを慰労するために催されたもので、その席上法学博士添田壽一は「今日の軍備拡張の如きは空中の楼阁に非ずや。多くの結核患者や、癩病患者を此の儘に放擲し置き」と批判をするとともに、療養所の「患者の男女の關係に就いては、当事者諸君に於て頗る苦心」していることを指摘し、断種の必要性を述べている（『慈善』第六編第四号92頁）。以上のような中央慈善協会としてのハンセン病者への対応を、時代を隔てた現在の価値観で評価することには困難があるが、功よりも罪が多く見受

けられるのである。

4. 救済事業調査会

『慈善』第一編第四号102頁に「泰西視察報告会」という記事がある。それは協会評議員田中太郎の帰朝報告会に関する記事であったが、1910年の救済事業調査会が発足する契機となった会であるため、その内容を以下に引用する。

本協会会長渋沢栄一氏は、泰西慈善救済事業研鑽の目的を以て、兼て田中太郎氏に托して欧米に於ける斯業を視察せしめられしに、同氏は約一ヶ年半を欧米諸國に費やし、實地に就て親しく其長短を踏査し、昨秋無事帰朝せられたり、依て渋沢男爵には斯業に關係ある知人を招待し、四月六日午後五時より日本橋区阪本町銀行集會所に於て視察報告会を催ふされたり、最初田中氏は欧米に於ける斯業の施設經營をば、約二時間に渡り縷々陳述せられ、其より一同食卓に就き、食後に同男爵には、日本将来の救済事業に対する意見をば、極めて慎重の態度を以て縷々述べられけるが、何れも皆多大の趣味を以て傾聴せられたり、尚之に対する穂積博士の意見、江原翁の实例談後引続き、岡部子爵より我邦慈善救済事業将来の經營に關し其調査を本協会に委託すべき動議等ありて、九時半頃散會せしが。

この記事にあるように、渋沢は田中の帰朝報告会を1910年4月6日に開き、内務大臣平田東助、司法大臣岡部長職、文部大臣小松原英太郎、内務次官一木喜徳郎、文部次官岡田良平、地方局長床次竹二郎、刑事局長平沼麒一郎、穂積陳重、大倉喜八郎、莊田平五郎ら並びに中央慈善協会幹事を招請した。田中の報告の後、渋沢（1910：425）は「此儘放任主義を取ったならば、貧富の懸隔益々甚だしく、其極や遂に大なる害を來たしはせぬかと憂ふる」旨を述べた。岡部は「我邦慈善救済事業将来の經營」に関する調査を中央慈善協会に委託することが適當であると發議し、出席者多数の賛同を得た。それを受けた渋沢は中央慈善協会の評議員会を5月9日に開き、救済事業調査会を発足させ、調査委員として久米、窪田、井上、桑田、留岡、原、生江、田中の8名を委嘱したの

であった。

このような会合を催した経緯に関し、渋沢は「本邦に於ける人口増加の傾向、現時の趨勢を見るに、今や之を自然の成行に放任すべからざる」(原 1911b:前文1) 感があったためであると述べている。さらに、窪田(1928:137)は、渋沢が「当時我邦の社会の趨勢に鑑みて、相当の救済方法を講ずるの必要を深く感ぜられたる結果、(幸徳傳次郎等の大逆事件が此年五月発覚したるも世間には未だ発表せられず、日頃親しく先生より承る所に依れば当時右事件の爲め此集會を催されたるには非ざる由なるも、夙に世相の險惡にして放置すべからざる事を憂慮せられたる爲なりとす)」開催に至ったと補足している。

その後調査委員らは救済事業調査會を組織して9回にわたる審議を重ね、その報告書として1911年10月に原胤昭編『救済事業調査要項』が発行された。それによると、「施療救療事業ノ發達、児童保護事業ノ整齊、細民保險事業ノ新設并ニ政府ニ於ケル救済事業ノ統一機關ノ設置」の4項目が「最モ緊切ノ事項」とされ、「之ニ亜グノ事業トシテハ養老事業、不良少年感化事業、不良青年矯正事業、浮浪徒処分事業、出獄人保護事業、業務紹介事業、労働者移住事業、低利質屋事業、貧民住宅改良事業、大学移殖事業、精神病者保護事業等ノ外教化事業トシテハ子守教育、下婢教育、盲啞教育、白痴教育、通俗講話、通俗文庫、及び良書普及事業等モ亦均シク我邦ニ於ケル必要ノ事業ナルコトヲ認メタリ」と記されている(原 1911b:前文5-6)。また、「最モ緊切ノ事項」に言及する際にも文末に「頗る緊要の事なりとす」(原 1911b:前文5) という表現がなされているように、同要項は調査委員らの渋沢会長に対する提言という形式に留まるものであったが、政府高官に対し各種の救済事業の重要性を認識させたことに『救済事業調査要項』発行の意義があったと思われる。

5. 原常務幹事の地方巡回

ここでは1911年の2月から8月にかけて原が中央慈善協會の地方の団体会員等を訪問した「全国慈善事業視察」について取り上げる。これに関し『慈善』第二編第四号104頁に「原常務幹事 各地方団体会員訪問、及び各地方所在各種慈善事業視察のため左の地方へ出張せり ○仙台 福島 郡山 須賀川二月十六日より ○横浜三月二日 ○大阪 堺 神戸 姫路 土山 明石 尼崎 京都 伏見 丹波三宮 大津 膳所 彦根 長浜三月十二日より ○前橋 沼田 高崎四月十九日より」との記事がある。同様に『慈善』第三編第一号98頁には「幹事の地方巡回」⁶⁾と題して「原常務幹事は、各地方団体会員訪問、及び各地方所在各種慈善事業視察のため左の地方へ出張せり」とあり、原は5月から8月にかけて東海、中国、関東、甲信越、北陸を巡回した。さらに『慈善』第三編第二号96頁に、11年11月2日の中央慈善協會第四回総会において、原が「事業の整齊改善を企図」して全国30府県の293事業所を訪問し、その訪問先は団体会員のみならず、「行路病人及窮民の救護状態と又斯業に関連を有する監獄署」に及んだことを報告したと記されている。この7ヶ月間かけて行われた施設訪問に関する報告は、原胤昭(1911a)「全国慈善事業視察報告書一〜三」としてまとめられた。その報告の冒頭、原(1911a:112)が「本書ハ幹部ノ閲覽ニノミ供呈シ公ニセサル見込ミニテ忌憚ナク所見ヲ開陳仕候時代ノ趨勢ニ鑑ミ斯業ノ發展ヲ熱望シ改良ヲ促進スル熱情ヨリ觀察峻酷ニ渉リ」と記しているように、同報告は当初公表することを前提としないものであったため、原の観察に基づく忌憚のない意見や感想が述べられており、各施設の真の実態が把握できる資料となっている。

原がこのような任務を帯びた理由は、渋沢

6) 原が5月から8月にかけて視察した訪問先について『慈善』第三編第一号98頁に、「○豊橋、浜松、静岡(五月二日より) 富士、箱根、御殿場 ○岡山、惣社、稲荷、郷内、笠岡(五月廿四日より) 尾道、呉、広島、三次、福山、岩国、徳山、鹽田、長府、山口、下関、浜田、松江、米子、倉吉、鳥取、豊岡 ○千葉、生實、成田(六月廿四日より) ○甲府、身延、松本、上田(七月廿三日より) ○岐阜、黒野、大垣、福井、小松(八月二日より) 金沢、七尾、高岡、四方、富山、魚津、直江津、柏崎、小千谷、小出、長岡、百束、島上、新潟、春日、高田」と記されている。

(1913:2)が、慈善事業を「統一し之を整理せしむるために斯る組織が必要であらうといふのが此中央慈善協会を組立てた趣旨」であり、「此趣旨に基きまして私共始終各地に就いて調査を怠らず或時は原氏の如き其事に熟達致して居ります人を派出して各種の事業を視察し本部の評議を経て之に対する意見を提出するといふことに致し来て居る」と述べていることから明らかである。すなわち原の行った地方巡回とは協会の地方会員に対する監査業務であり、会則第四條の二の「慈善救済事業ノ統一整善を期」する活動の一貫として行われたのである。

6. 浮浪人研究会の結成

浮浪人研究会とは中央慈善協会自体の活動ではないが、鈴木文治が中心となって組織した同会に、協会幹事らが参加し、上記表1にもあるように協会として鈴木活動を支援⁷⁾したという理由からここで取り上げることにする。

『慈善』第二編第四号の97-98頁には、「浮浪者研究会」として「東京市内に在る一部の救済事業当局者及び其他の有志者發起となり、今回浮浪者研究会なるものを組織し、去る二月十日原胤昭氏宅に於て第一回の集會を催ふして、各自意見を交換し、其後三月十日更に美土代町青年會館にて開會して規則を制定し、安達憲忠、鈴木文治及原胤昭の三氏を委員に撰定せり、当日は家庭学校校長留岡幸助氏の瑞西に於ける浮浪徒処分に関する嗜味ある講話及び其他諸氏の講話又は実見談ありて頗る有益の集會なりき、尚同会は今後毎月一回集會して同問題を各種の方面より研究する筈なりと云ふ」と記されている。この記事は「浮浪者研究会」と記しているが、鈴木は「浮浪人研究会」と

称している。

鈴木(1966:36)は浮浪人研究会に関し、次のように述べている。

私はつくづく救済機関相互の間に連絡を欠いて居るのみならず、警察と救済機関との連絡も出来て居ないのを見て、これ等の欠陥を補ひ、且つは救済事業の興隆を計りたいといふ考へから、「浮浪人研究会」といふを組織し、毎月一回会員廻り番に集會の宿をすることゝし、私は世話役を勤めたものだ。其會員の中には、故小河滋次郎博士や、山室軍平氏、原胤昭氏、養育院の安達憲忠氏、今の丸山警視總監、前東京市長堀切善次郎氏のやうな人々も含まれて居た。

さらに鈴木(1911:85-88)は「浮浪人とは正直な定業なき窮民をいふ」と定義し、浮浪者は必ずしも犯罪者ではなく、何らかの病氣や障害を有する者も多く、彼らが浮浪者となった原因は個人の責任のみならず、社会の責任でもあると述べている。

当時鈴木は東京朝日新聞の記者で1910年12月9日から11年2月14日まで『東京朝日新聞』にルポルタージュ記事「東京浮浪人生活」を39回⁸⁾にわたって連載し、救世軍労働寄宿舎や東京の無料宿泊所及び木賃宿に親方風の身なりに変装して潜入取材を執行していた。鈴木が浮浪人研究を志したのは、鈴木への推定で東京に約2万人の浮浪者が存在し、その中には子どもや老人も少なくなかったが、彼らは政府の調査や救済事業の対象とはならず、看過できない状況にあったからである。鈴木は浮浪人から話を聴くことによってその実態を明らかにし、浮浪人研究会を立ち上げて救済事業者と警察との連携の下で浮浪者救済に着手したのであった。

7) 表1にあるように、1915年6月11日の懇談会終了後に鈴木文治の送別会が開かれ、渋谷会長以下協会役員等多数出席した(『慈善』第七編第一号105頁)。翌16年1月16日の協会の懇談会において、鈴木文治の帰朝歓迎会や鈴木文治の講演が行われた。『慈善』第七編第三号97頁には、鈴木のことを「当例会に関係深き友愛会鈴木文治氏」と記している。このように中央慈善協会をあげて鈴木友愛会における活動を支援し、鈴木もまた中央慈善協会と協調して活動をしていたと思われる。鈴木文治及び浮浪人研究会、あるいは当時の浮浪者への対応に関する研究は、室田(1981)、中西(2003a)、中西(2003b)等がある。なお、その後の浮浪人研究会の活動については『六合雑誌』373号及び375号等にも掲載されている。

8) 「東京浮浪人生活」の連載は(一)から(四十)にわたるが、実際は(廿七)が欠番で合計39回の連載であった。ちなみに(廿六)は明治44年1月28日付六面、(廿八)は明治44年1月30日付六面にあり、その間の明治44年1月29日付の新聞には連載されていない。

また同会に参加した原は1912年より出獄人保護事業の傍ら検事や警視庁の委託を受けて浮浪者・児の保護を行い、その成果を定期的な保護事業成績報告において発表するとともに、『慈善』第四編第四号に「浮浪少年保護」(原 1913)、同第五編第二号に「浮浪児童と拐帯罪犯者の保護」(原 1914a) という論考を寄せている。原が浮浪者・児の保護を開始した理由は、保護の必要性を痛感したからであることはいうまでもないが、浮浪者を「正直な定業なき窮民」と捉える鈴木 of ヒューマニティに多大な影響を受け、浮浪人研究会の発足に尽力し、同会における警察関係者らとの交流の結果、検事や警視庁からの委託を受けたことによるものである。

さらに、中央慈善協会は、表1で示したように1914年12月10日の懇談会において「浮浪者収容所開始促進に関する協議会」を開催した。同協議会の詳細は、『慈善』第六編第四号64-74頁の記事で紹介されている。それゆえ、浮浪人研究会の結成は協会として浮浪者の問題に取り組む契機となったと思われる。

7. 内務省細民調査への参加

中央慈善協会の幹事らは1911年7月に内務省地方局が東京市の細民を対象に実施した細民調査に調査者として参加した。この調査の結果は『細民調査統計表』(内務省 1912) にまとめられたが、その際に内務省による調査結果の分析はなされていない。同調査に関し『慈善』第三編第一号80-81頁には「時報」欄に「細民調査⁹⁾」と題して「内務省にては東京市に於ける細民の調査をなさんとし戸別調査の外貸長屋、木賃宿、雇人口入業、金融機関及び職工家庭等に別ちて詳細の調査をなすこと」になったこと、直接の担当者は内務

省嘱託の留岡、生江、相田良雄、布川孫市で、その他に安達憲忠、東京府立職工学校長秋保安治、統計局技師二階堂保則、警視庁丸山、山岡兩警視、下谷区金杉及び入谷警察署長、万年町小学校長阪本龍之輔、田中太郎、原胤昭が調査者として委託されたことが記されている。

その調査内容を具体的に示すために津田(1976:1-2)による解説の内容を以下に引用する。

この『統計表』には6つの独立の調査が収録されている。第1には、職工家庭調査であって、東京市内の工場労働者、職人の344世帯をえらんで、世帯構成、職業、学歴、労働時間、日給、月収などについて調査したものであって、研究者にはその後あまり利用されていないが、重要な統計資料を提供している。第2には、日本橋区、浅草区の民間労働力供給機関である口入業、寄子業など141機関についての営業実態調査である。第3には下谷区の質店91店についての営業実態調査である。第4には住居調査の1つとしての木賃宿調査であって、これは東京市全域にわたって307軒を調査している。第5にはもう1つの住居調査として、小石川区の細民長屋149棟の戸数、屋内状況、家賃などについての調査である。第6には、この調査の中で最も大きな『細民個別調査』であって、下谷区の万年町、山伏町、入谷町、金杉下町、龍泉寺町、浅草区の神吉町、新谷町の3,047世帯についての生活実態調査である。

この調査に内務省嘱託として関わった布川(1935:5)は、「第一回の調査は、細民戸別調査を主として他に附随せる調査を為し、その一斑を知悉するに足れる」と評価した。さらに津田はこの調査を「官庁調査史上の理由」から「以後の『細民調査』の典型」とし(津田 1956:133)、「調

9) 調査事項を、同記事と『細民調査統計表』(内務省 1912)の内容を基に示すと、①戸別調査(下谷区万年町山伏町入谷町金杉下町龍泉寺町、及び浅草区神吉町新谷町等)については、甲乙二票に分かれ、氏名、現住地、性別、職業、収入、家屋の構造、室数及び畳数、食費、雑費、貯金、宗旨、家賃及び借財の有無等を、②金融機関調査(下谷区)としては、質屋及び金貸業に対して、氏名、営業所、資本、期限及利率、期間等を、③長屋調査(小石川区の一部)としては、家主、差配人、敷地、戸数及び畳数、造作または家賃等を、④木賃宿調査(東京市内全部)としては、営業者の氏名、所在地、室数及び畳数、室内の状況、用水、宿泊料、宿泊人員等を、⑤職業紹介所(雇人口入業調査、日本橋浅草両区)については、営業者氏名、営業所、種別、過去一カ年の求職者、就職者及び解雇者数、手数料、その取立て方法等を、⑥職工家庭調査(市内に於て適宜選択)としては、氏名、年齢、住所、職業、教育、宗教、娯楽、嗜好、収入、生活費、貯金等、であった。

査規模の大きなこと、調査内容の詳細なことでは農商務省の調査とくらべて段違いであって、わが国最初の官庁による市民生活実態調査とよばれるのにふさわしい」と論じている（津田 1976：1）。

また1911年の細民調査において「細民」の定義は示されていない。そのため翌12年の内務省細民調査報告書である『大正元年調査細民調査統計表摘要』（内務省地方局 1914）¹⁰ 細民個別調査票記入心得1頁の細民の定義を参照する。それによると「(一) 所謂細民部落ニ居住スル者 (二) 主トシテ雑業又ハ車力其他下級労働ニ従事スル者 (三) 一ヶ月家賃参円以内ノ家屋ニ居住スル者、但シ場所及所帯ノ状況ニ依リ夫レ以上ノ家賃ヲ払フモノト雖モ適宜斟酌スヘキコト (四) 所帯主ノ職業上ノ収入月額二十円以内ノ者、但シ場所及所帯ノ状況ニ依リ夫レ以上ヲ収入スルモノト雖モ適宜斟酌スヘキコト」であった。すなわち調査対象地域に居住し、世帯主の月収が概ね20円以内の世帯の住民を細民として捉えているのである。

加えて布川（1935：5）は内務省による細民調査が行われた経緯を後年次のように述べている。

当時は日露戦後を承け財界の形勢も一変し、民間には社会問題の声漸く高く、社会政策の研究亦益々熾なるを致し、労働者問題も既に門に入り、官憲当局も下級者生活状態を調査して、之が対策を講ずるの要を認めた反映として現はれた結果とも云へよう。

ここで布川が述べているように、内務省や警視庁が東京の「惨憺たる境遇」（布川 1915：1）にある細民の生活状態を把握して、何らかの対策を講じる必要性を認めたことによるものであった。加えて、1911年の細民調査の意義は、調査対象地区住民の家庭やその生活実態だけではなく、彼らを取り巻く口入業、質店、木賃宿、細民長屋の家

賃等にまで調査が及んだことである。さらに、同調査に協会幹事らが調査員となって戸別訪問をし、聞き取り調査を行ったことは、協会として東京市内におけるスラム地区住民たちの生活実態を把握し、その改善へ向けて取組を行う契機となった。その具体的な取組例については次項で取り上げる。

8. 貧困層の住宅問題

1914年から小住宅事業に着手した原（1922：37）は、事業を開始した経緯について次のように述べている。

小住宅の建物と家賃、家主と借家人の実状を知悉して之れは頗る不合理なものだ、正直に世渡りする小民泣かせのものだと思って居たのであるが、其間に追々と世間に住宅難の声が喧しくなったので、此の事を二三の友人に話したら試みて見よとの賛同を得たので、物好きにも斯んな事に手を染めたのである。

原がここで述べている借家人とは更生した元被保護者たちを指している。それゆえ原の小住宅事業とは住宅の問題で苦しむ彼らの生活実態を知ったことが直接の契機となって、労働者層の住宅改良及び生活環境の向上を企図したものであった。加えて、原が話した「二三の友人」の中に協会評議員の莊田平五郎¹¹がおり、原の小住宅事業の背景に中央慈善協会における細民住宅問題への取組があったと思われる。そのため協会としての問題への取組について明らかにしていくこととする。

まず『慈善』に掲載された住宅問題に関する論文として第一編第一号に窪田（1909）、第二編第二号に桑田（1910）がある。その後協会は1913年6月5日に細民住宅問題に関する協議会¹²を実施

10) 津田真激は、内務省が1911年と1912年及び1921年に行った細民調査に解説を加えて、内務省地方局・社会局編（1971）『細民調査統計表 復刻』慶應書房として復刻した。そのため、同書には『細民調査統計表』（内務省 1912）、『大正元年調査細民調査統計表摘要』（内務省地方局 1914）、及び『大正拾年施行細民調査統計表』（内務省社会局1922）が所収されている。また、1912年調査の解説書が、布川孫市（1915）『都市改良参考資料』内務省地方局である。

11) 「住宅問題に関する研究会」における莊田平五郎の談話の概要である「理論より実際」（莊田 1913）が『慈善』第五編第一号に掲載されている。莊田は研究会において解決のための事業を奨励し、原がそれに応じたのである。加えて、窪田（1942：31）は「三菱の総務莊田平五郎が、原君が働き手であることを知って、原君に托して小住宅を田端に作って労働階級の人達のために安く借し併せて住宅問題の経験にした」と述べている。

12) 「住宅問題に関する研究会」についての記事は『慈善』第五編第一号の72頁から82頁にわたって記され、この問題に関する論文として、生江（1913）と安達（1913）が掲載されている。

した。会のメンバーは渋谷会長、幹事、評議員ら40名であり、その目的は貧困層の住宅改良、家賃及び住宅供給の問題等を解決していくために世論を喚起することであった。次いで6月23日に幹事会を開催し、細民住宅問題について重ねて討議した。『慈善』第五編第一号103頁によると、6月29日に本所区内の細民窟の実情調査、浅草玉姫町の公設長屋の視察が行われた。参加者は、渋谷会長、久米、井上、窪田、桑田、原、留岡、安達、生江の各幹事、阪谷市長、小橋内務省地方局長、赤池府県課長、長谷川警視庁保安課長、丸山警視、舟橋東京府理事官、原田市助役、山中隣之助等であった。

このように、協会として細民住宅改良問題に取り組んだ理由は、スラム地区は素より一般労働者の住居の状況が「随分不健康的」であったにもかかわらず、世間一般だけでなく「関係当局者も亦未だ多く注意を払はなかつた」からである（窪田1929：59）。その具体的な取組について、窪田（1929：60）は「本協会に於ては委員を設けて此問題に関する内外の状況の調査を遂げて之を簡明に取りまとめ報告冊子を刊行した。即ち『現時の細民住宅改良問題』がそれである」と述べている。当時の住宅政策に関して、大月（2000：55）が「慈善事業としての住宅供給事業は明治末期から大正初期に始まりつつあった」ことを、和田（2001：203）も「大正期は建築学者たちが社会問題に対する関心をもちはじめた時期であること」を指摘しているように、「協会が率先してその必要を唱導鼓吹し」（窪田1929：64）たことは相当の効果があつたと評価できよう。

以上のように、原が小住宅事業を通して貧困層の住宅問題を解決するための一助にしたいと考え、それを実行に移したのは1914年からであり、それは上記の細民住宅問題に関する協議会で検討された解決方法の一つを実現させたということである。原の小住宅事業に関する詳細については稿を改めて論じることとする。

9. 『慈善』から『社会と救済』へ

発足時より運営資金不足に悩まされてきた協会は、1916年に至り解散を考えるほど深刻な事態に陥ったため、役員会で善後策を検討した。それは表1でいえば16年5月3日及び9月2日に開かれた役員会における重要事項の協議に相当することになる。内務省地方局長渡邊勝三郎は、警保局と警察協会及び監獄局と監獄協会との関係を調査して、地方局が中央慈善協会に財政的支援を行っても何ら問題がないことを明らかにし、その財源として感化救済事業調査費及び奨励諸費を充てることとした（相田1935：76）。17年以降中央慈善協会は内務省より毎年千円の補助金の交付を受け、賛襄員からの寄附金を受領し、「或程度までは経費不足の懸念もなく、会務を進捗せしむることが出来る」（渋谷1917：2）ようになった。さらに協会は17年5月に会則を改正¹³⁾し、協会副会長に内務次官水野錬太郎、常務理事に渡邊地方局長と窪田静太郎、理事に東京府知事井上友一、貴族院議員桑田熊蔵、衛生局長中川望、及び山中隣之助が就任した。

『慈善』は1917年4月に第八編第四号が発行されたのを最後に『社会と救済』（17年10月から月刊誌として発刊）へと引き継がれた。原はその時点で『慈善』の編輯兼発行人を辞するとともに、協会の常務幹事から委員及び評議員という立場に変わり、第一線を勇退した。『社会と救済』の発行兼編輯者は協会専従の主事である杵淵義房となった。それに関し『社会と救済』第壹巻第壹号の奥付にある「本会への御照会」には、「杵淵主事が内務省地方局別室に勤務して居りますから、本会に対する用件は同所へ御照会せられた方が御便利であります」と記されている。「我国に於ける社会事業統制機関」であった中央慈善協会の本部事務所が、出獄人保護所である原の自宅から内務省地方局へ移り、この時点で中央慈善協会は「民間の私設団体」ではなくなったのである。

13) この時の会則の改正について、窪田（1932：111-112）は、協会が「殊に僅少の会費の外一定の財源を有せざりし」ため、「其辺の関係などから大正六年五月に会則を改正し、幹事長幹事を廃し、新に常務理事理事委員を置くことにな」ったと述べている。すなわち、その財源の負担を内務省が行うことになったため、常務理事、理事等に内務省官僚が就任することになり、その後の協会人事は内務省の人事に連動するようになったのである。

結びにかえて

以上のように、『救済事業調査要綱』の発行、地方の協会員巡回、浮浪人研究会や細民調査への参加と、中央慈善協会における原の主だった活動はいずれも1911年に行われた。その11年を迎えた当時の原（1911c：48）は、当時の世相を「看過し能はざるは益す激甚を極むる貧富の懸隔にあり。僅に吾等の見聞する所の悲惨なる事実すら年を追ふて増加せり」と述べている。そのような状況下で、常務幹事としての原は、渋沢や窪田らの指導の下で、協会の円滑な運営に尽力し、地方会員を訪問してその報告を行い、協会発行の出版物の編集兼発行人となり、庶務会計を担当する傍ら協会の運営資金の調達を行うなど、協会事務局としての役割を担ったのであった。原がその役割を担った理由は、中央慈善協会が17年に至るまで民間の私設団体とみなされていたから、常務幹事としては他の模範となるような民間の慈善事業家で、活動に制約のない個人事業主である必要があったためである。

また協会としての浮浪者及び細民住宅問題への対応は『救済事業調査要綱』で課題とされた項目のうちの「浮浪徒処分事業」及び「貧民住宅改良事業」に取り組んだということになる。したがって、調査委員らは重要課題として提言しただけでなく、実際に解決へ向けての取組を実行したのである。加えて、本稿で見てきたように、貧民研究会結成以来、慈善事業の必要性を訴えその発展を図ることを目的としてきた協会幹事らの活動は、彼らが望んでいた範囲内で一定の成果を挙げることができたと評価できよう。

文 献

- 相田良雄（1932）「久米先生を追憶して哀悼の誠意を捧ぐ」『社会事業』16(3)、118-119
 相田良雄（1939）「中央社会事業協会改組の威容に接し今昔の感に堪えぬ」『社会事業』23(4)、71-77
 相田良雄（1942）「原胤昭翁を偲びて」『厚生問題』26(5)、72-81
 安達憲忠（1913）「先決問題ともいふべき地代と家賃の関係」『慈善』5(1)、45-51
 中央社会事業協会（1935）『財団法人中央社会事業協会

- 三十年史』中央社会事業協会、(1996)『戦前期社会事業基本文献集44財団法人中央社会事業協会三十年史』日本図書センター
 布川孫市（1915）『都市改良参考資料』内務省地方局、(1996)『戦前期社会事業基本文献集⑰都市改良参考資料』日本図書センター
 布川静淵（1935）「社会調査の発展と其の文献（上）」『社会事業』18(12)、2-12
 原胤昭編（1911a）『全国慈善事業視察報告書一〜三』非刊行物、社会福祉調査研究会編（1994）『戦前日本社会事業調査資料集成第九巻』勁草書房
 原胤昭編（1911b）『救済事業調査要項』中央慈善協会社会福祉調査研究会、社会福祉調査研究会編（1985）『戦前期社会事業史料集成第17巻』日本図書センター
 原胤昭（1911c）「東京出獄人保護事業第十四年報」『監獄雑誌』24(1)、47-48
 原胤昭（1912）「東京出獄人保護事業第十五年報」『監獄雑誌』25(2)、76-77
 原胤昭（1913）「浮浪少年保護成績」『慈善』4(4)、86-91
 原胤昭（1914a）「浮浪児童と拐帯罪犯者の保護」『慈善』5(2)、68-90
 原胤昭（1914b）「出獄人保護とは何ぞや」『救済研究』2(8)、26-35
 原胤昭編（1915）『癩病予防に就て』中央慈善協会、(2002) 編集複製版『近現代日本ハンセン病問題資料集成〈戦前編〉第1巻』不二出版
 原胤昭（1922）「小住宅事業の試み」『社会事業』6(1)、37-48
 原胤昭（1923）「収容被保護人の累年員数」『法律新聞』2044、大正12年7月10日、8
 池田敬正（1985）「近代日本における慈善事業の形成とその転形」『京都府立大学学術報告人文』37、5-41
 池田敬正（1990）「中央慈善協会の成立」『社会福祉学』31(1)、128-154
 菊地義昭（1996）『財団法人中央社会事業協会三十年史』解説『戦前期社会事業基本文献集44財団法人中央社会事業協会三十年史』日本図書センター
 窪田静太郎（1909）「英国に於ける労働者住宅問題 附本邦都市に於ける貸長屋改良問題」『慈善』1(1)、36-42
 窪田静太郎（1928）「社会事業と青淵先生」『竜門雑誌』481、120-140
 窪田静太郎（1929）「我国に於ける社会事業統制機関」高島巖編『社会事業大系第2巻』財団法人中央社会事業協会
 窪田静太郎（1932）「久米金弥君を憶ふ」『社会事業』16(3)、110-112
 窪田静太郎（1942）「原胤昭君の事績を憶ふ」『厚生問題』

- 26(5)、26-33
- 桑田熊蔵 (1910) 「住居問題の解決」『慈善』2(2)、1-10
- 丸山鶴吉 (1913) 「浮浪者の救済」『慈善』5(2)、19-26
- 中西良雄 (2003a) 「明治末期『浮浪者』問題の所在とその論議」『社会福祉研究』5、29-39
- 中西良雄 (2003b) 「明治末期における『浮浪者』問題対応策の諸相」『愛知県立大学文学部論集社会福祉学科編』52、83-103
- 生江孝之 (1913) 「細民住宅問題に就て」『慈善』5(1)、27-44
- 室田保夫・田中和男 (1979) 「中央慈善協会と『慈善』について」『地域福祉研究』7、23-35
- 室田保夫 (1981) 「社会事業史における鈴木文治」『高野山大学論叢』16、187-208
- 内務省地方局・社会局編 (1971) 『細民調査統計表 復刻』慶應書房
- 大月敏雄 (2000) 「大正期の住宅政策 慈善事業から社会事業へ」『住宅』2000年12月、54-58
- 渋沢栄一 (1910) 「慈善救済事業に就て」『竜門雑誌』263、渋沢青淵記念財団竜門社編 (1960) 『渋沢栄一伝記資料第三十巻』渋沢栄一伝記資料刊行会
- 渋沢栄一 (1913) 「慈善事業に対する雑感」『慈善』4(3)、1-12
- 渋沢栄一 (1917) 「本誌改題に際しての所感」『社会と救済』1(1)、1-3
- 鈴木文治 (1911) 「浮浪人の状態に就て」『慈善』2(4)、82-89
- 鈴木文治 (1966) 『労働運動二十年』総同盟五十年史刊行委員会
- 荘田平五郎 (1913) 「理論より実際」『慈善』5(1)、76-78
- 津田真激 (1956) 「日本の都市下層社会—明治末期のスラムをめぐって—」『東京大学経済学会経済学論集』24(2)、19-79
- 津田真激 (1971) 「解説」『細民調査統計表 復刻』慶應書房
- 卜部豊次郎 (1904) 『全国慈善大会史』慈善同盟団体事務所、社会福祉調査研究会 (1985) 『戦前期社会事業史料集成第1巻』日本図書センター
- 和田強 (2001) 「大正期の住宅問題観」『歴史と建築のあいだ』古今書院
- 吉田久一 (1995) 『日本社会福祉理論史』勁草書房
- 全国社会福祉協議会連合会 (1953) 「連載対談 対談覚え帖第七回相田良雄」『社会事業』36(7、8)、74-85
- 全国社会福祉協議会九十年通史編纂委員会編 (2003) 『全国社会福祉協議会九十年通史』社会福祉法人全国社会福祉協議会

Taneaki Hara's Career and Achievements: Focus on His Activities at the Central Charity Association

ABSTRACT

Taneaki Hara is the pioneer of prison reform and the rehabilitation of ex-convicts in Japan. The purpose of this study is to clarify Hara's activities at the Central Charity Association, and the action of the Central Charity Association, during the period from 1908 to 1917. The Central Charity Association was established in 1908, the predecessor of the Japan National Council of Social Welfare. The predecessor of the Central Charity Association was the Society for the Study of the Poor which was set up in 1900 intending to inform the public of the aid for poor people. The Central Charity Association aimed to carry forward the charitable work and organized the charities of those days in Japan. Hara was the regular manager of the Central Charity Association and the editor of "Jizen" which was the quarterly journal of the Central Charity Association. This Association held many meetings and studied research tasks such as improving charitable services. In 1911, the managers of the Central Charity Association were engaged in the social research in the Home Office executed for poor citizens in Tokyo. The Central Charity Association tackled the problem of house improvement of the poor. In addition, Hara helped homeless people stand on their own. As a consequence, the managers of the Central Charity Association achieved the expected results.

Key Words: The Society for the Study of the Poor, The Central Charity Association, "Jizen"